

公立大学法人横浜市立大学経営方針会議規程

制 定 平成 18 年 12 月 1 日 規程第 116 号
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学経営審議会規程（以下「経営審議会規程」という。）第 4 条及び第 5 条に基づき設置する公立大学法人横浜市立大学経営方針会議（以下「経営方針会議」という。）に関する必要な事項を定める。

(役割)

第 2 条 経営方針会議は、以下に掲げる事項について審議等を行う。

- (1) 法人や大学における経営的判断を伴う重要事項及び新規事業等の方向性
- (2) 経営審議会規程第 5 条に定める事項
- (3) その他理事長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 経営方針会議は次に掲げるものを委員として組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長（学長）
- (3) 副理事長
- (4) 理事（公立大学法人横浜市立大学定款第 12 条第 2 項に定める法人の職員でない理事を除く。）
- (5) 副学長
- (6) 事務局長
- (7) 附属市民総合医療センター病院長
- (8) 学長室長
- (9) グローバル推進室長
- (10) 総務部長
- (11) 総務部経営戦略担当部長
- (12) 総務部担当部長
- (13) 学務・教務部長
- (14) 研究推進部長
- (15) 医学・病院統括部長
- (16) 附属市民総合医療センター管理部長

(会議)

第 4 条 経営方針会議の議長は、理事長又は理事長が指名する者をもって充てる。

- 2 経営方針会議は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 3 経営方針会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認める者を、オブザーバーとして出席させることができる。

2 第3条の規定に関わらず、理事長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(開催)

第6条 経営方針会議は原則毎月第3火曜日に開催するほか、必要のつど議長が招集する。

(庶務)

第7条 経営方針会議に関する庶務は、総務部総務課において行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、経営方針会議の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年8月29日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日改正）

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日改正）

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 72 号）

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 25 号）

この規程は平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 29 号）

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 27 号）

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 14 号）

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 10 号）

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 23 号）

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規程第 48 号）

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 30 号）

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 62 号）

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。